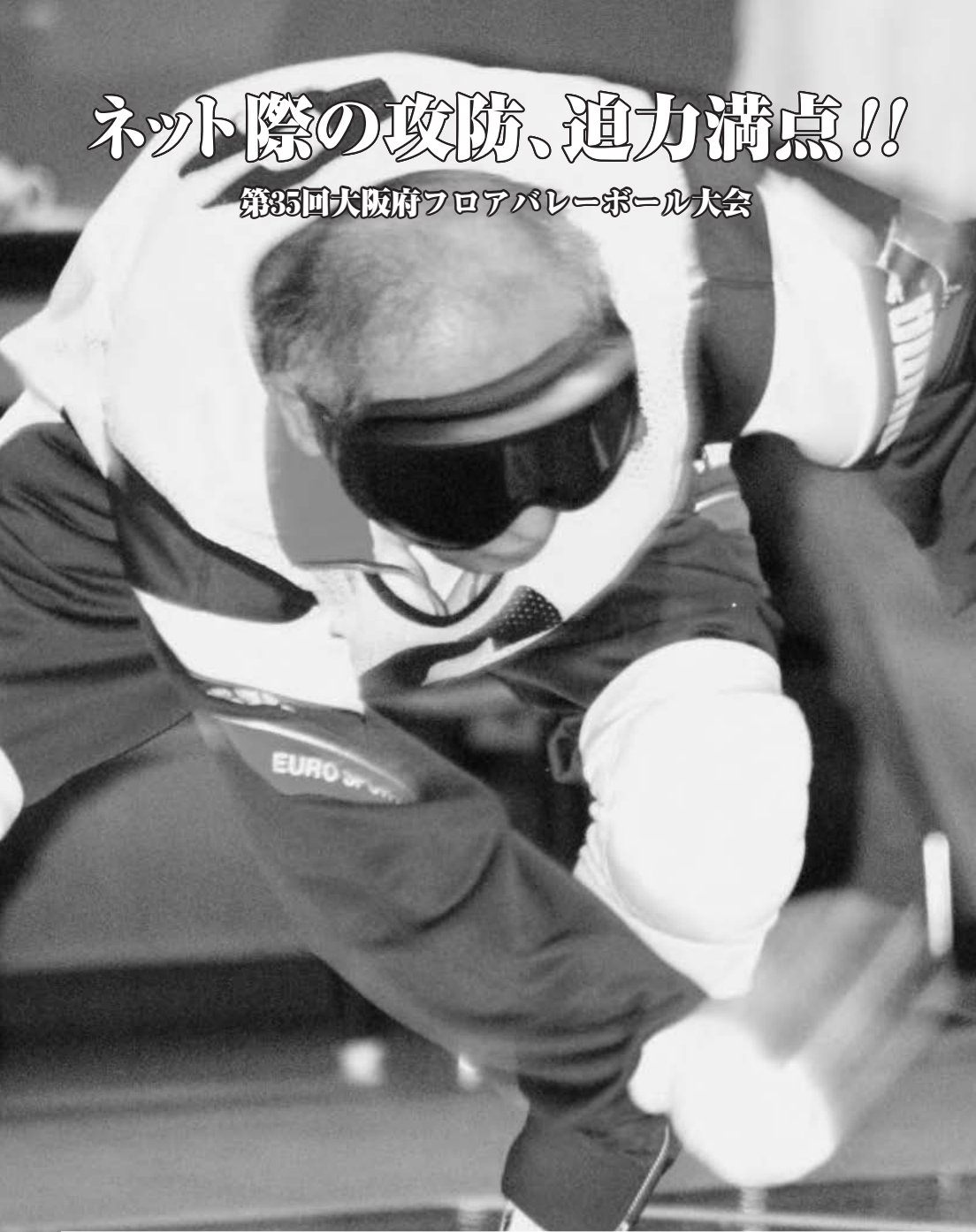


ネット際の攻防、迫力満点!!

第35回大阪府フロアバレーボール大会



初めての体験です。こんなに迫力のあるスポーツだとは思っていませんでした。

大阪府視覚障害者福祉協会主催のフロアバレーボール大会に伺いました。今回は4チーム（スマイル泉南、吹田トラッキー、パワフル豊中、ファイト八尾）の出場。1チーム6名で、コート内に3名以内、障害者手帳を持たない選手を加えることができますが、後衛にまわります。





ネット際の攻防です。フロアバレーボールは、ボールがネットの下を通ります。サーブも当然ネットの下を通して打ちます。多くの場合は、後衛が受け取り、ボールを前衛の選手に送ります。そのため前衛の選手は手を大きく広げてボールを受け取ります。そして体勢を整えて相手側にネットの下を潜らせて放ちます。結構、力いっぱい打ちますので、大きな音がします。ボールが滑る・転がる音と、後衛の伝達の声。すごい集中力です。



試合終了後、お互いの奮闘^{なた}を称え合います。お疲れ様でした。この取り組みは35回目を迎えます。橋下知事の大阪維新は、視覚障害者団体のさまざまな活動や事業補助にも大鉈を振っています。長年築いてきた障害者や家族の憩いの機会さえも奪おうとしています。

(写真と文・下野祇園)

【ひろばトーク】

子どもたちの「あてのなさ」を問う 山田 勝美 6

●特集● 「子どもの貧困」に向き合って

福祉・教育・医療など広く社会的な努力でしあわせ平等の実現を
丹波 史紀 9

〔実態と実践報告〕

身体の傷は消えても心の傷は深い —愛着関係を取り戻すために—	藤川加代子	12
戦後三回目の児童養護入所の波 —人生の転機に相談できる施設に—	井上 重蔵	15
虐待相談を通しての発信 —子どもの代弁者として声をあげる—	北川 拓	18
増える母子・父子家庭、貧困家庭に向き合う —保護者の変化と保育士の役割—	A 保育園園長	21
学校納入金も大きな負担 —就学援助学用品費内に納められる取り組み—	大阪教職員組合	24
子どもの命を削る資格証明書	武内 一	27
子どもの視点から貧困の再発見を —子どもの貧困をめぐる論点—	松本伊智朗	30

●連載●

〔新連載〕カナダだより コミュニケーション	大河内南穂子	42
フォーラム いまこそ福祉国家の建設を	若井 雅明	44
ひむろこだま保育園だより 豊かなあそびから命の尊さを学ぶ	前田 静香	46
相談室の窓から 丸ごと捉える	青木 道忠	48
なべや博士の 社会福祉ひろば 「安心」の偽装許さない	鍋谷 州春	50
スウェーデンから見た日本 提案した保守政権でさえ足踏みする「育児手当」の導入	訓覇 法子	52
わらじ医者 早川一光の「よろず診療所日誌」 臬うけを見つめて—その6	早川 一光	54
よりあって おりあって—宅老所よりあい物語— 食べることは 生きること	下村恵美子	56
育つ風景 それぞれの人を支えるもの	清水 玲子	58
福祉公務労働はいま 「経済的虐待」の背景には	足立 馨	60
落合健二のニュース私考 暴かれた「ジャーナリスト」の正体	落合 健二	62
映画案内 『しゃべれども しゃべれども』	吉村 英夫	64
女性相談支援の現場から 施設改革ドタバタ日記(2)	堀 琴美	66
海外社会保障事情 韓国における障害者所得保障制度の現状	金 仙玉	68
私の研究ノート ボランティア活動の継続要因探求を通して	米澤美保子	70
ホームレスから日本を見れば オリエンピックはホームレスの起点か	ありむら潜	72
花咲け！男やもめ	川口モトコ	74
バリアフリーな社会をめざして 「教科書バリアフリー法」成立と今後の展望	宇野 和博	75

今月の本棚 41/みんなのポスト 40/ことばで遊ぼう！ 73/福祉の動き 76
●グラビア● ネット際の攻防、迫力満点!! (第35回大阪府フロアバレーボール大会)

福祉のひろば

2008年10月号

●表紙の作品●

神門やすこ



●カット●

川本 浩・田上明子

子どもたちの 「あてのなさ」を問う

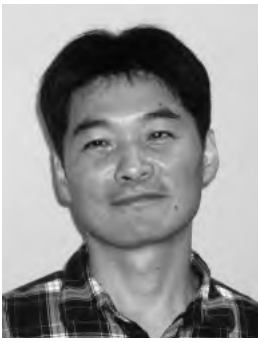
やま だ かつ み
山田 勝美さん (山梨立正光生園園長)

誰かに不安なく頼れることが子どもの成長にとっては大切であろう。だが、児童養護施設（以下、施設）で生活する子どもたちには、「あてがない」。この「あてのなさ」とは何なのか、どうしてそのようなことが起こりうるのだろうか。

まず、指摘しておかねばならないことは、子どもたちは、親の「都合」で施設に入所する、という事実である。つまりこの時点で、子どもたちはすでに自分の人生が自分の力ではどうにもならないこと、「誰もあてにできない」ことを学習している可能性がある。

この「あてのなさ」は施設入所後に解消されねばならないが、その解消は難しい。その困難さとして、まず指摘しなければならないのは「進路」である。子どもが、大学進学を希望しても、国の制度として認められていない。加えて、高校を卒業して家庭復帰できなければ、基本的に施設にはいられない。就職とて、一八歳の段階でどの程度将来を確信して選択できているのだろうか。将来を迷える時間と場が十分に保障されていないのである。

進学にあたって、親をあてにできない場合が多い。そもそも高校まで施設で生活するということは、家に帰れない事情が解決されていないから帰れないのである。今日、虐待で施設に入所する場合が多いと言われている。だが、虐待の背景にあるのは、紛れもなく貧困であり、親の孤立の問題である。親もまた、「あてのなさ」のなかで生きている。だから、子どもが親をあてにするのではなく、その逆すら起こりうるのである。



やまだ かつみ

1965年生まれ。児童養護施設で児童指導員として2年勤める。長崎純心大学現代福祉学科准教授を経て、2008年4月より山梨立正光生園園長。専門は児童福祉、特に児童養護施設の子どもの自立支援に関する研究を行っている。主な論文・共著書に、「児童養護施設における虐待を受けた子どもへの自立支援」(「虐待を受けた子どもへの自立支援」中央法規出版、2002年)、「児童養護施設における子どもの育ちと貧困—社会的不利におかれた子どもの『あてのなさ』—」(「子どもの貧困」明石書店、2008年)。

ここで「あてがある」ということについて考えてみたい。あてがあるとは、自分で解決できない状況に陥った際に「手を差し伸べてくれる人・もの・仕組み」があることだろう。そして、大切なことは、「自分にはあてがあるか」問わない安心感を基盤に、子どもは、自分の将来を思い描くことができるのだ、ということだ。

しかし、繰り返し返すが、施設に入所している子どもは、自分の将来を制限されてしまう。しかも、その原因は自分ではなく、国の制度や親の「都合」にある。こうした状況は、子どもにどのような意味合いをもって伝わるのだろうか？

それは、自らの人生を自分ではどうしようもない、あきらめであったり、人や社会はあてにならないといった認識を与えることであろう。こうした認識をもったなかで、意欲的に人生を生きていくことは難しいのではないか。意欲のなさは現象的には「怠けている」ように見える。ゆえに、意欲のなさは個人の責任、もしくは家族の問題に返され、「努力していないから悪いんだ」とさらに周囲・社会が子どもや家族に追い込みをかけることになる。「あてのなさ」は重層的に本人を追い詰めていくことがある。

大切なことは、「怠けている」と見える彼らがその背後に何を抱えているのか、そこをていねいに、地道に、掘り下げる視点を維持することである。そして、そこにある社会的問題を捉え、子どもと共にその責任は「あなたにはない」ことを共有し、このあてのなさがどこからくるのか、社会的に問いかけていく必要がある。

私は、この四月から再び現場に戻ったが、こうした姿勢を貫く強さを私たちがもつことの重要性を痛感している。子どものあてのなさは解消されないのである。

特集

「子どもの貧困」に向き合って

——容認できない子ども 時代の不平等、不公正の 実態と解消のために——

子どもの生活、発達、教育、療育を支える現場からの報告を紡ぎ合わせ、子どもと家族の息苦しさ、希望の喪失の本質を探り、子どもたちと向き合う実践報告。

そして、「子どもの貧困」を正面からとらえ、どう向き合うかを提案する松本伊智朗さんからのメッセージをお届けします。

(2008年8月3日、大阪で行われた総合社会福祉研究所主催「市民講座」での報告・討論をもとに編集しました)

福祉・教育・医療など 広く社会的な努力で しあわせ平等の実現を

たんば 史紀
（福島大学准教授）

◆「格差」と「貧困」

近年、格差社会についての議論が活発になり、国民生活のさまざまなゆがみが告発・報告されています。しかし、「格差」というと、小泉元首相のように「格差があつてなぜ悪い？」という一種の開き直りも出てきます。これに対して、「格差」としてではなく、「貧困」として議論していくかなくてはいけないのではないか、という認識が広がっています。

「格差」というのは、人々の所得や生活水準の差に着目するのが特徴ですが、「貧困」という場合は、その社会が容認できない生活の状態を指すと思います。ただ気をつけないと「貧困」という場合も、個人の心がけや努力不足という問題に議論がすり替わってしまいかねません。たとえば、学校給食費の滞納や保育料未納の問題がマスコミで取り上げられますが、ともすれば親のモラルの欠如ということに議論がすり替わることがあります。親や家庭の生活実態をきちんと把握したうえで、何が問題なのかをていねいに議論することが必要です。

◆子どもの貧困を容認しないことが大切

子どもの貧困をテーマにすることは、個人の努力や心がけでは解決できない、子ども期という人生のスタートラインにまで差をつけていいのか？ という問いかけにもなると思います。置かれている環境の如何にかかわらず、すべて

の子どもたちが貧困に陥ったりすることは容認できない、という共通の認識に立ち、それに対応することは、社会全体の責任と言えないでしょうか。

また、貧困を単なる告発や実態把握というレベルにとどめず、貧困や低所得に対する対策、社会的解決への方策をどうしなければならぬのか、という議論が同時になされなければなりません。

最近の貧困や低所得に対する対策を見ると、生活保護世帯やひとり親家庭を対象にするものが主ですが、その中心は「自立支援」で、その実態は「就労支援」に終始しているように思います。就労を促して仕事に就かせさせたいば貧困や低所得の問題は解決するのでしょうか。私はそうではないと思います。

◆母子家庭の調査から

私は最近、大阪府と福島県の母子家庭のお母

さんに対して、就労支援を受けた後の生活や就労の実態を追跡調査しました。その結果、全体の六割の人が、パートや派遣、半年や一年単位の有期雇用といった非正規雇用で不安定な労働条件に置かれていました。また、大阪の六割、福島の八割の方が、児童扶養手当を合わせた月収が一五万円未満でした。就労支援を受けて仕事にいったん就いても、四割の人は二〜三年で転職しています。なかには二〜三年の間に一二次転職した人もいました。

ヘルパー講習を受けて、ヘルパーの仕事に就いたあるお母さんは、調査用紙の自由記述欄に、「ヘルパーとして休みなく働いても月収五〜七万円程度。仕方なく夜も副業をしているが、そのために子どもとかかわる時間が少なくなつた」と書いています。

保育料・学童保育料を払えないために子どもを家に置いて仕事に出るお母さんや、休みなく働いているために体調不良を感じており、入院でもしたらどうすればいいのか、という不安を